特定都市再生緊急整備地域の整備計画

整備計画名	東京都心・臨海地域 （環状第二号線新橋・虎ノ門周辺地区）整備計画

都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針Ⓐ

都心部と臨海部を結ぶ環状第2号線の整備による広域的な交通利便性の向上、大使館や外資系企業、外国人居住者等の集積、虎ノ門ヒルズをはじめとする都市開発が進む本地区において、交通結節機能の更なる強化や大街区化等と併せて、生活環境を備えた国際的なビジネス・交流拠点の形成を図る。

◆生活環境を備えた国際的なビジネス・交流拠点の整備
・ 街区再編や大規模土地利用転換など、今後見込まれる複数の都市開発の推進により、業務、商業、住宅、医療、教育、宿泊、文化機能を備えた外国人にとっても暮らしやすい生活環境を整備するとともに、国内外の企業や人々の交流、新たなビジネスの創出・企業の集積を推進し、国際的なビジネス・交流拠点と誰もが住み続けられる生活都心の形成を図る。

◆交通結節機能の強化
・ 環状第2号線の整備による空港アクセスや広域的な交通利便性の向上を契機に、地下鉄駅の新設・改良、バスターミナル、地下鉄駅を結ぶ地下歩行者ネットワーク等の整備により、交通結節機能の強化を図る。
・ 大規模土地利用転換に併せ、地区の骨格を形成する道路を整備し自動車交通の円滑化を図るとともに、誰もが安全・安心に利用できる歩行者ネットワークを整備し、地区間や公共交通などへのアクセス・利便性の向上を図る。

都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業Ⓑ

No	事業名Ⓒ	事業概要Ⓓ	実施主体Ⓔ	実施期間（年度）Ⓕ	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項　等Ⓖ
①	環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業	施行面積 8.0ha 延床面積約27 万㎡	東京都	H14～H26	・都市計画に関する事項: 東京都市計画 環状第二号線新橋・虎ノ門地区 第二種市街地再開発事業 （都市計画決定：平成10 年12 月24 日） （事業認可 ：平成14 年10 月7 日）
②	赤坂一丁目地区市街地再開発事業	施行面積　2.5ha 延床面積　約17万㎡	赤坂一丁目地区再開発組合	H24～H29	・都市計画に関する事項：東京都市計画 赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業 （都市計画決定　平成23年9月） （事業認可　平成24年8月） ・国際競争力強化に資する施設整備：英語対応医療施設の整備、多言語対応コンファレンスセンターの整備、英語対応託児所の整備
③	虎ノ門地区拠点整備事業	虎ノ門地区の拠点形成に資する市街地整備	民間事業者、（独）都市再生機構等	H26～R9	
④	虎ノ門二丁目地区市街地再開発事業	施行面積　2.9ha 延床面積　約27万㎡	（独）都市再生機構、国家公務員共済組合連合会	H26～R10	・都市計画に関する事項：東京都市計画 都市再生特別地区 （都市計画決定　平成26年6月） （施行認可　平成26年7月）
⑤	（仮称）虎ノ門2－10計画建設事業	施行面積　2.9ha 延床面積　約19万㎡	(株)ホテルオークラ他	H27～H31	・都市計画に関する事項：東京都市計画 地区計画虎ノ門二丁目10地区地区計画 （都市計画決定　平成27年4月）
⑥	（仮称）虎ノ門四丁目計画建設事業	施行面積　1.8ha 延床面積　約21万㎡	森トラスト(株)	H28～H31	・都市計画に関する事項：東京都市計画 都市再生特別地区 （都市計画決定　平成27年3月） ・国際競争力強化に資する施設整備：多言語対応医療施設の整備、国際会議場施設（多目的スペース）整備
⑦	気象庁虎ノ門庁舎(仮称)・港区立教育センター整備等事業	施行面積　0.7ha 延床面積　約4万㎡	関東地方整備局、鞆絵サイエンスパートナーズ(株)	H28～H31	
⑧	虎ノ門駅前地区市街地再開発事業	施行面積　0.5ha 延床面積　約5万㎡	虎ノ門駅前地区再開発組合	H29～R2	・都市計画に関する事項：東京都市計画 都市再生特別地区 虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業 （都市計画決定　平成27年7月） （事業認可　平成28年4月）
⑨	虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業	施行面積　1.5ha 延床面積　約17万㎡	虎ノ門一丁目地区再開発組合	H28～H31	・都市計画に関する事項：東京都市計画 都市再生特別地区 虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業 （都市計画決定　平成27年7月） （事業認可　平成28年1月） ・国際競争力強化施設の整備に関する事項： 起業から成長までをワンストップでサポートするビジネス支援施設（ワークプレイス・交流施設）の整備、バスターミナルの整備
⑩	（仮称）愛宕山周辺地区（I地区）開発事業	施行面積　0.7ha 延床面積　約12万㎡	森ビル(株) 他	H28～R3	・都市計画に関する事項：東京都市計画 地区計画愛宕地区地区計画 （都市計画決定　平成27年9月）
⑪	虎ノ門・麻布台地区市街地再開発事業	施行面積　8.1ha 延床面積　約86万㎡	虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合	H29～R4	・都市計画に関する事項：東京都市計画 都市再生特別地区 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業 （都市計画決定　平成29年9月） （事業認可　平成30年3月）
⑫	（仮称）芝公園一丁目ビル計画建設事業	施行面積　1.0ha 延床面積　約3万㎡	住友不動産(株)	H27～H30	・国際競争力強化に資する施設整備：国際会議場施設の整備
⑬	（仮称）虎ノ門二丁目計画建設事業	施行面積　0.2ha 延床面積　約2万㎡	東洋海事工業㈱	H30～R3	

⑭	虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発事業	施行面積　2.2ha 延床面積　約25万㎡	虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合	H30～R5	・都市計画に関する事項：東京都市計画 都市再生特別地区 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業 （都市計画決定　平成30年3月） （事業認可　平成30年11月） 国際競争力強化施設の整備に関する事項：国際会議場施設（ビジネス発信拠点）の整備
⑮	（仮称）虎ノ門一丁目東地区市街地再開発事業	施行面積　1.1ha 延床面積　約12万㎡	（仮称）虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合	R4～R8	・都市計画に関する事項：東京都市計画 都市再生特別地区 虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業 （都市計画決定　令和3年6月）
⑯	（仮称）赤坂二丁目計画建設事業	施行面積　2.0ha 延床面積　約22万㎡	森トラスト(株)、エヌ・ティ・ティ都市開発(株)	R3～R7	・都市計画に関する事項：東京都市計画 都市再生特別地区 （都市計画決定　平成30年6月） ・国際競争力強化に資する施設整備：文化・芸術施設の整備
⑰	（仮称）愛宕地区市街地再開発事業	施行面積　0.6ha 延床面積　約6万㎡	（独）都市再生機構	R4～R13	
※事業の位置は別図のとおり					

都市の国際競争力の強化のために必要な公共公益施設の整備に関する事業⑪

No	事業名Ⓘ	事業概要Ⓙ	実施主体Ⓚ	実施期間（年度）Ⓛ	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項　等Ⓜ
㋐	環状第2号線（再開発）	延長1.4km、幅員40m	東京都	H14～H28	・都市計画に関する事項：東京都市計画 環状第二号線新橋・虎ノ門地区 第二種市街地再開発事業 （都市計画決定：昭和21 年 3 月26 日） （事業認可 ：平成14 年10 月 7 日）
㋑	環状第2号線（汐留）（街路）	延長1.3km、幅員40m	東京都	H15～R4	・都市計画に関する事項：東京都市計画道路事業 幹線街路 環状第二号線（汐留・虎ノ門間） （都市計画決定：昭和21 年 3 月26 日） （事業認可 ：平成15 年10 月24 日）
㋒	地下鉄日比谷線新駅整備事業	新駅位置：霞ヶ関駅と神谷町駅との間	（独）都市再生機構	H26～R9	
㋓	虎ノ門周辺地区交通結節機能強化施設整備事業	交通結節機能強化のための地下通路等の整備	民間事業者等	H28～R2	・都市計画に関する事項：東京都市計画 都市再生特別地区 虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業 （都市計画決定　平成27年7月） （事業認可　平成28年1月） ・都市計画に関する事項：東京都市計画 都市再生特別地区 虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業 （都市計画決定　平成27年7月） （事業認可　平成28年4月）
㋔	地下鉄虎ノ門駅・神谷町駅改良事業	虎ノ門駅の出入口新設・バリアフリー整備等、神谷町駅のバリアフリー整備等	東京地下鉄(株)等	H26～R4	
㋕	歩行者ネットワーク整備事業	地下通路・歩行者デッキ・歩道状空地等	民間事業者等	H24～R6	
㋖	環状第2号線（晴海）（街路）	延長1.8km、幅員40m	東京都	H19～R6	・都市計画に関する事項：東京都市計画道路事業 幹線街路 環状第二号線（晴海・汐留間） （都市計画決定：昭和21 年 3 月26 日） （事業認可 ：平成19 年12 月20 日）
※事業の位置は別図のとおり					

上記の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項Ⓝ

・環状第2号線は、東京都が管理を行い安全、円滑で快適な交通を確保し、良好な状態を維持する。また、再開発事業で整備する第Ⅱ街区の公益施設（虎ノ門いきいきプラザ・虎ノ門高齢者在宅サービスセンター）については、当該施設の所有者である港区が管理を行い、都民が安心・安全に施設を利用できるよう良好な状態を維持する。
・地下鉄駅施設については、東京地下鉄(株)が、安全、円滑で快適な交通を確保できるよう、維持・管理する。
・地下鉄駅と駅周辺を連絡する地下歩行者通路については、安全、円滑で快適な交通を確保できるよう、維持・管理する（実施主体は調整中）。
・安全、円滑で快適な歩行者ネットワークを確保するため、駅や通路等の施設の管理者間で連携を十分にとるとともに、公園や広場等と連携しながら、地域の魅力の向上を図る。

その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項 ◎

・特定都市再生緊急整備地域における取組とアジアヘッドクォーター特区における取組を有機的に連携させたMICE[注)]開催を視野に入れ、国際交流の推進を図るため、ホテル、カンファレンス施設の導入を促進するとともに、外国語表記やユニバーサルデザインを取り入れた案内看板の設置により、外国からの来訪者や外国人居住者が活動しやすい環境の整備を図る。
・国際的な生活環境の整備に向けて、外国人居住者の教育・福祉・医療の充実に資する取組、国際交流や多文化共生に資する活動、交通利便性の更なる向上に資する整備の推進を図る。
・公共公益施設の整備の推進に当たっては、複数の都市開発事業が施設整備を協力することを公共貢献として評価する。
・上記の都市開発事業及び公共公益施設の整備に当たっては、外国語による地域の情報発信及び外国企業・外国人来訪者の受入れ体制の構築、外国語情報板・案内板の設置等の国際ビジネス環境等改善に資する取組や、国内外でのプレゼンテーション及び地域のPRイベントの開催等のシティセールスに係る取組を行うなどにより、外国からの来訪者、外国人居住者に十分配慮するものとする。
注）MICE…企業等の会議（Meeting）、企業等の報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関等が行う国際会議（Convention）、イベントや展示会等（Event/Exhibition）の総称

環状第二号線新橋･虎ノ門周辺地区（整備計画区域図）

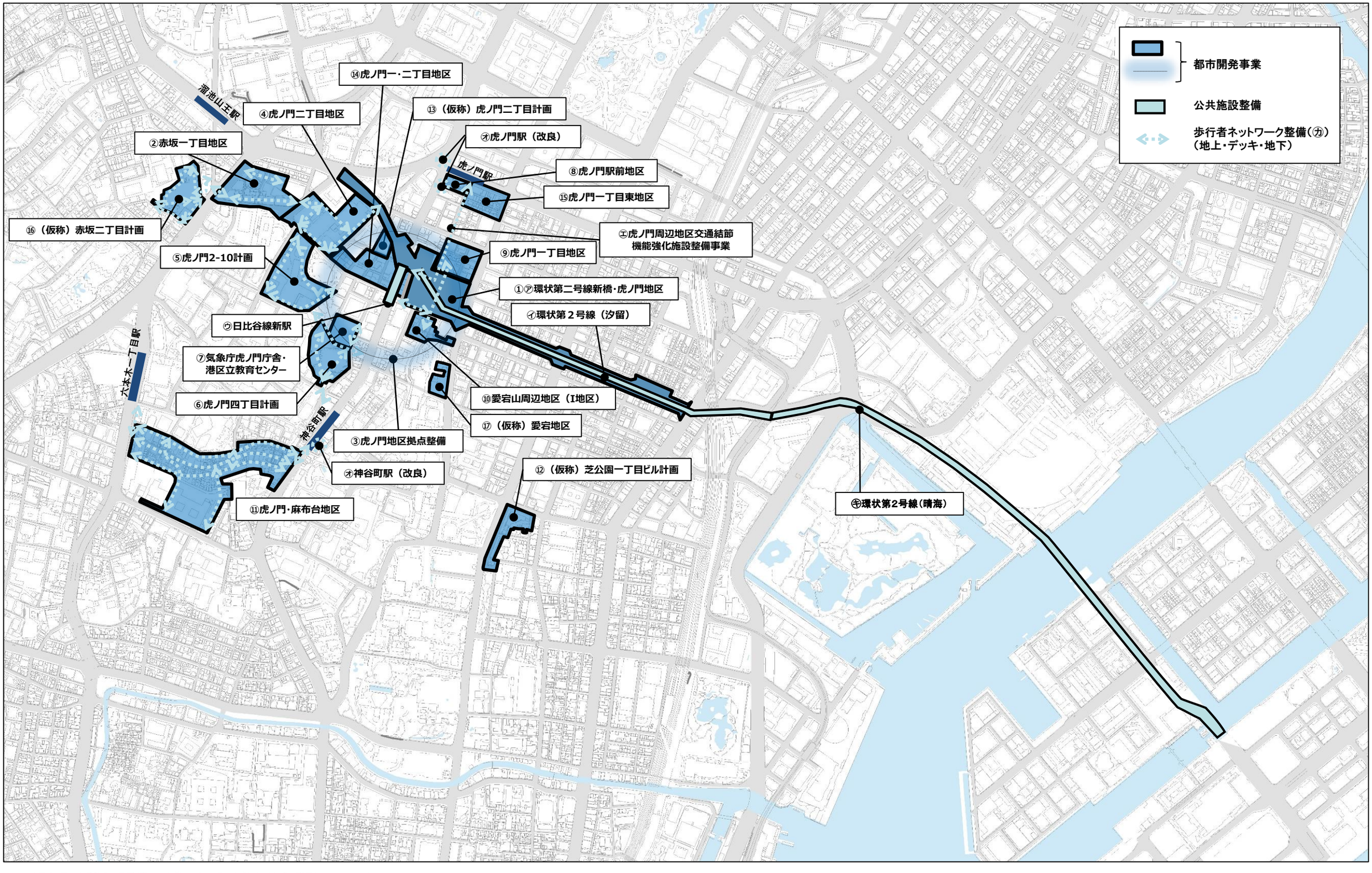

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S＝1：2，500）
を使用（2都市基交第1123号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。